

5 しゅっさん こそだ 出産・子育て

(1) 妊娠・出産の流れ

▶ 子育てセンター 母子保健担当室 TEL: 047-366-5180

下記の手続きを行う場合は、本人・居住地の確認のため顔写真が貼った証明書（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書等）をお持ちください。

手続き・申込み	時期	必要なもの・手続き	担当窓口	TEL
母子健康手帳①の交付	妊娠 6 週間ごろ以降、できるだけ早く	<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠届出書（窓口で配布） <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類（顔写真付き） <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード <input checked="" type="checkbox"/> 妊娠を確認できるもの	市役所、および各支所内の市民健康相談室	047-366-7489
妊婦健康診査	妊娠期間中 14 回	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 妊婦健康診査受診票（母子健康手帳と一緒に交付）	中央保健福祉センター 小金保健福祉センター 常盤平保健福祉センター	047-366-7489
妊婦歯科健康診査	妊娠期間中 1 回	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 妊婦歯科健康診査受診券（母子健康手帳と一緒に交付）		047-346-5601
ママパパ学級	妊娠 16 週～ 32 週の間 に 2 回（変更となる場合があります）	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 筆記用具 <input checked="" type="checkbox"/> テキスト（参加時に配布） <input checked="" type="checkbox"/> 2 回目のみバスタオル		047-384-1333
妊婦訪問	妊娠中	妊娠中で訪問を希望する方や必要な人に保健師や助産師等の専門職が家庭訪問し、健康相談を受けます。		
産婦健康診査	出産から 2 週間後と 1 か月後	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 産婦健康診査受診票（母子健康手帳と一緒に交付）		
出産育児一時金②支給の手続き	出産前	「直接支払制度合意書」に記入して、医療機関に提出	各医療機関	—
ご出産と入院（日本では、約 4 日間入院します）				
出生届の提出	子どもが生まれてから、出生日を含めて 14 日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 出生届書（病院から交付） <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（松戸市の国民健康保険に加入された人が該当します） <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> その他（家庭状況に応じて）	市民課	047-366-7340
児童手当③申請	出生届と同時に	<input checked="" type="checkbox"/> 認定申請書又は額改定届（窓口で配布）※ <input checked="" type="checkbox"/> 請求者の金融機関の通帳コピー <input checked="" type="checkbox"/> その他（家庭状況に応じて）	子育て支援課 児童給付担当室 ※申請書等は市の	047-366-3127
子ども医療費助成④申請	出生届と同時に	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども医療費助成申請書（窓口で配布）※ <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健康保険証のコピー（加入予定の保護者の健康保険証でも可能）	ホームページ「松戸市出産・子育ての申請書ダウンロード」から出力できます。	
出産育児一時金②支給の手続き	出産時	出産時に加入の健康保険へお問合せください。下記の方が対象です。 ・日本の病院で支払いが 42 万未満だった人 ・直接支払制度を利用しなかった人 ・海外で出産された人	国民健康保険に加入の人は国保年金課 上記以外の方はご加入の健康保険組合	047-712-0141 コールセンター



出産・子育て

5 分娩·育儿

(1) 妊娠·分娩的手续

▶儿童家庭中心 母子保健担当室 TEL: 047-366-5180

办理下列手续时，请携带可以确认本人·居住地的有照片的证件（个人编号卡，驾照执照，在留卡，特别永住者证明书等）。

手续及申请	时期	所需资料等	受理窗口	联系电话
颁发母子健康手册 ①	怀孕 6 周以后的 最早的时期	<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠申报表（在窗口领取） <input checked="" type="checkbox"/> 本人确认身份证件（有照片的） <input checked="" type="checkbox"/> 个人编号卡 <input checked="" type="checkbox"/> 能确认妊娠的证明资料	市政府，或各支所 内的市民健康咨询 室	047-366-7489
孕妇健康检查	怀孕期间 14 次	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册 <input checked="" type="checkbox"/> 孕妇体检就诊单（与母子健康手册一起 颁发）	中央保健福利中心 小金保健福利中心 常盘平保健福利中心	047-366-7489 047-346-5601 047-384-1333
孕妇牙科检查	怀孕期间 1 次	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册 <input checked="" type="checkbox"/> 妊婦牙科检查就诊券（与母子健康手册 一起颁发）		
父母讲座	怀孕 16 周～ 32 周期间 2 次 （可能会有变更）	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册 <input checked="" type="checkbox"/> 笔记用具 <input checked="" type="checkbox"/> 教材（参加时颁发） <input checked="" type="checkbox"/> 第二次需要浴巾		
孕妇家访	怀孕期间	对怀孕期间希望实施家访的孕妇或有必要家 访的孕妇，接受助产师或保健师等专业人员 实施家访并进行健康咨询。		
产妇健康体检	分娩 2 周后 与 1 个月后	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册 <input checked="" type="checkbox"/> 产妇体检就诊单 （与母子健康手册一起分发）		
分娩育儿一次性补 助金②支付手续	分娩前	将「直接支付制度同意书」填写好后，提交 给医疗机构。		
分娩与住院（在日本住院期间大约为 4 天）				
办理出生登记	出生以后，包 括出生日在内 14 天以内	<input checked="" type="checkbox"/> 出生登记表（从医院领取） <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险者证 （加入松戸市的国民健康保险的人） <input checked="" type="checkbox"/> 印章 <input checked="" type="checkbox"/> 其他（根据家庭状况提出）	市民科	047-366-7340
申请儿童补贴③	与出生登记同 时办理	<input checked="" type="checkbox"/> 认定申请书或金额变更登记（在窗口领 取）※ <input checked="" type="checkbox"/> 请求者的金融机构存折的复印件 <input checked="" type="checkbox"/> 其他（根据家庭情况）	育儿支援科 儿童给付担当室 ※ 申请书等资料也 可从市的官方网页	047-366-3127
申请儿童医疗费补 贴④	与出生登记同 时办理	<input checked="" type="checkbox"/> 儿童的医疗费补助申请书（在窗口领取）※ <input checked="" type="checkbox"/> 儿童的健康保险证的复印件（准备加入 的健康保险的监护人的保险证亦可）	「松戸市出産・子育て申請書等ダウン ロード」下载	
分娩育儿一次性补 助金②支付手续	分娩时	请向分娩时加入的健康保险组织咨询。 ※ 下列人士为对象。 ・ 给日本的医院缴费金额不满 42 万日元的人 ・ 没有利用直接支付制度的人 ・ 在国外分娩的人	加入国民健康保险的人 国保年金科	047-712-0141 （国民健康保险 电话客服）
			上述以外的人 请向加入的健康保 险咨询	—



手続き・申込み	時期	必要なもの・手続き	担当窓口	TEL
在留資格の取得	出生から 30 日以内	ちほうしゅうくにくざいりゅうかんにりかんとあわ 地方出入国在留管理官署にお問合せください。 (子どもが日本国籍でない場合)	ちほうしゅうくにくざいりゅうかんにりかんとあわ 地方出入国在留管理官署	—
本国政府への報告	出生から 30 日以内	たいしかんりょうじかんとあわ 大使館 / 領事館にお問合せください。(子どもが 日本国籍でない場合)	たいしかんりょうじかんとあわ 大使館 / 領事館	—
特別永住許可申請	出生から 60 日以内	しみんか 市民課にお問合せください。	しみんか 市民課	047-366-7340

① 母子健康手帳

母子健康手帳とは、妊娠の経過、出産、乳幼児の健康診査、予防接種などを記録する、大事な手帳です。

② 出産育児一時金

出産にかかる費用が、国民健康保険もしくは勤務先で加入している健康保険から支払われる制度です。ただし、支給上限があります。

③ 児童手当

児童手当とは、子育てをする家計の負担を軽くし、児童の健やかな成長を支えるための手当で、中学校 3 年生までの児童を養育している家庭に支給されます。(所得制限有り)

④ 子ども医療費助成

子ども医療費助成とは、松戸市に住民登録がある高校 3 年生までの子どもの、通院・入院・調剤の医療費を助成する制度です。保険診療外の医療費(例：健診、予防接種等)など適用されない場合もあります。

(2) 乳幼児の健康

① 乳児家庭全戸訪問

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を、助産師・保健師が訪問して体重測定や健康相談をします。

② 乳幼児健康診査・相談

健康診査・相談	内容	健康診査・相談内容通知方法
新生児聴覚スクリーニング検査	生後 50 日以内の時期に出生した病院、または千葉県内の委託医療機関で受けてください。	母子健康手帳と一緒に受診票を交付
乳児健康診査	生後 3～4 か月、6～7 か月、9～10 か月の時期に市内の委託医療機関で受けてください。	生後 2 か月になる月の中旬に、個人に通知
乳児股関節健診	生後 3～4 か月の時期に、市内の委託医療機関で受けてください。	生後 2 か月になる月の中旬に、個人に通知
育児相談	乳幼児の健康相談、子育ての相談などを個別で受けています。	随時(各保健福祉センター・本庁・各支所の市民健康相談室)
赤ちゃん教室	おおむね 1 歳までの乳児と保護者を対象に、健康・離乳食・歯のことなどの情報提供や個別相談等を行います。	随時(参加申込みは各保健福祉センターまで)
離乳食教室	生後 4 か月～5 か月の赤ちゃん(第 1 子)の保護者を対象に、栄養士が離乳食の進め方や作り方を話しします。	随時(参加申込みは各保健福祉センターまで)
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6 か月児を対象に健康診査を行います。育児・栄養・むし歯予防についての相談も行います。	生後 1 歳 6 か月になる月の中旬に、個人に通知
わんぱく歯科くらぶ	2 歳 2 か月～3 歳 5 か月までの時期にむし歯予防教室を行っています。	1 歳 6 か月児健康診査時に申し込みの案内をしています。
3 歳児健康診査	3 歳 6 か月児を対象に健康診査を行います。育児・栄養・むし歯予防についての相談も行います。	生後 3 歳 5 か月になる月の中旬に、個人に通知



手续及申请	时期	所需资料等	受理窗口	联系电话
取得在留资格	出生以后 30 天以内	请向地方出入国在留管理官署咨询。 (小孩不具有日本国籍时)	地方出入国在留管理官署	—
向本国政府报告	出生以后 30 天以内	请向大使馆 / 领事馆咨询。 (小孩不具有日本国籍时)	大使馆 / 领事馆	—
申请特别永住许可	出生以后 60 天以内	请向市民科咨询。	市民科	047-366-7340

① 母子健康手册

母子健康手册是记录妊娠经过，分娩，婴幼儿的健康检查，接种疫苗等记录的重要手册。

② 分娩育儿一次性补助金

分娩所花费的费用，由国民健康保险或在公司加入的健康保险支付的制度。按规定支付金额有上限。

③ 儿童补贴

儿童补贴是为了减轻家庭的育儿负担，促使儿童的健康成长的补贴。支付给有中学 3 年级以下儿童的家庭。(有收入限制)

④ 儿童医疗费补贴

儿童医疗费补贴是补贴在松户市有住民登记的到高中 3 年级为止的儿童的就诊·住院·配药的制度。不适用于保险诊疗外的医疗费(例：体检，接种疫苗等)。

(2) 婴幼儿的健康

① 对全部婴幼儿家庭实施家访

对于有出生四个月以内的婴幼儿的所有家庭，保健师或助产师将上门服务，测量体重并接受各种咨询。

② 婴幼儿体检·咨询

体检·咨询	内容	体检·咨询的通知方法
新生儿听力筛查	出生后 50 天以内前往分娩医院或千叶县内委托医疗机构接受检查。	与母子健康手册一同分发就诊单。
婴幼儿体检	生后 3~4 个月，6~7 个月，9~10 个月时，请在市内的委托医疗机构接受检查。	在出生后 2 个月的月份中旬，邮寄通知给符合条件者。
婴幼儿股关节检查	生后 3~4 个月的时期，请在市内的委托医疗机构接受检查。	在出生后 2 个月的月份中旬，邮寄通知给符合条件者。
育儿咨询	各别受理婴幼儿的健康咨询，育儿咨询。	随时(各保健福祉中心·市政府本馆·各支所的市民健康咨询室)
婴幼儿教室	针对大约到 1 岁的婴幼儿及其父母进行健康·断奶食品·乳牙相关的信息提供及各别咨询等。	随时(参加报名请向各保健福祉中心联系)
断奶食品讲座	对于生后 4 到 5 个月的幼儿(第一个孩子)家长，由营养师讲解断奶食品的知识及做法。	随时(参加报名请向各保健福祉中心联系)
1 岁 6 个月幼儿体检	对 1 岁 6 个月的幼儿实施体检。并就育儿·营养·预防虫牙等事项实施咨询。	在出生后 1 岁 6 个月的月份中旬，邮寄通知给符合条件者。
顽皮牙科俱乐部	在 2 岁 2 个月~3 岁 5 个月期间实施的预防虫牙的教室。	在 1 岁 6 个月幼儿体检时通知申请方法
3 岁儿体检	对 3 岁 6 个月的幼儿实施体检。并就育儿·营养·预防虫牙等事项实施咨询。	在出生后 3 岁 5 个月的月份中旬，邮寄通知给符合条件者。



③ 予防接種

▶ 予防衛生課 TEL: 047-366-7483

乳幼児期に受ける定期予防接種の予診票（無料券）が冊子になった「定期予防接種ガイドブック」をお渡します。出生届または転居届を提出後、市民健康相談室にて申込みをしてください。海外で受けたことがある方は、その予防接種記録を持参してください。松戸市では、おたふくかぜ任意予防接種の費用助成も行っています。

予防接種名	対象年齢と接種回数	備考
ロタウイルス感染症	ロタリクス 出生6週0日から24週0日まで（2回経口接種） ロタテック 出生6週0日から32週0日まで（3回経口接種）	● 個別接種のため委託医療機関で実施します。
B型肝炎	1歳未満（3回接種）	● 幼児・学童期に受けるものは、対象年齢になったときに個人通知します。
Hib（ヒブ）感染症	生後2か月～5歳未満（4回接種）	※ 1：小学校就学前年度4月に個別通知
小児の肺炎球菌感染症		※ 2：9歳誕生日前月に個別通知
DPT-IPV（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合）	生後2か月～7歳6か月未満（4回接種）	※ 3：小学6年生の4月に個別通知
BCG	1歳未満（1回経皮接種）	※ 4：小学6年生の4月に個別通知
MR（麻疹・風しん混合）	第1期：1歳～2歳未満（1回接種） 第2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前年度 <u>4/1から3/31までの1年間</u> （1回接種）※ 1	● 定期予防接種を受けるには住民確認が必要です。
水痘（水ぼうそう）	1歳～3歳未満（2回接種）	● 定期予防接種を受ける際「予防接種番号」が必要です。電話で申込みいた
日本脳炎	第1期：生後6か月～7歳6か月未満（3回接種） 第2期：9歳～13歳未満（1回接種）※ 2	だき、住民登録のある住居地へ郵送されます。
DT（ジフテリア・破傷風混合）	第2期：11歳～13歳未満（1回接種）※ 3	
ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん）	小学6年～高校1年生に相当する年齢の女性（3回接種）※ 4	

(3) 子育て支援

① 出産直後のサポート

産後ケア事業（宿泊型・日帰り型・訪問型）	出産後、十分な育児の援助が受けられない場合、赤ちゃんが生後4か月未満まで産後のお母さんと赤ちゃんの心と体のケアや育児サポートをします。	こども家庭センター 母子保健担当室	TEL: 047-366-7489
出生直後の援助	生後4か月未満の新生児がいるご家庭は、会員として登録（有料）することで、派遣された提携会員から簡単な調理やおむつ替えなどの援助を受けることができます。	まつどファミリー・サポート・センター	TEL: 047-330-2941



出産・子育て

③ 接种疫苗

▶ 预防卫生科 TEL : 047-366-7483

将分发婴幼儿期定期接种疫苗预诊表（免费券）被装订成册的[定期预防接种指南]。请在办理出生登记或迁移登记之后，前往市民健康咨询室申请。在国外接受过接种疫苗的人士，请携带接种疫苗记录。松户市也对流行性腮腺炎实施任意接种费用的补助。

接种名称	对象年龄及接种次数	备考
轮状病毒疫苗	1价疫苗 出生6周0日到24周0日以内(经口接种两次) 5价疫苗 出生6周0日到32周0日以内(经口接种三次)	<ul style="list-style-type: none"> ● 因属于各别接种，所以在委托医疗机构实施。 ● 幼儿·学龄期有必要接种的疫苗，到达对象年龄时各别通知。 ● ※1: 在进小学前一年度4月进行各别通知 ※2: 在9岁生日前一月进行各别通知 ※3: 小学6年级4月进行各别通知 ※4: 小学6年级4月进行各别通知 ● 接受定期接种疫苗时需要「接种疫苗编号」。各自致电申请之后，邮寄至住民登记的居住地。 ● 接受定期疫苗接种需要实施住民登记。
乙型肝炎	1岁以下（接种三次）	
Hib 感染症	生后2个月~5岁以下（接种四次）	
小儿肺炎球菌感染症		
DPT-IPV（白喉·百日咳·破伤风·灭活脊髓灰质炎混合）	生后2个月~7岁6个月以下（接种四次）	
BCG 卡介苗	1岁以下（经皮接种一次）	
MR（麻疹·风疹混合）	第1期：1岁~2岁以下（接种一次） 第2期：5岁以上7岁以下的上小学前年度4/1至3/31一年期间（接种一次）※1	
水痘	1岁~3岁以下（接种两次）	
日本脑炎	第1期：生后6个月~7岁6个月以下（接种三次） 第2期：9岁~13岁以下（接种一次）※2	
DT（白喉·破伤风混合）	第2期：11岁~13岁以下（接种一次）※3	
人乳头瘤病毒感染症（宫颈癌）	小学6年级~高中1年级的女性（接种三次）※4	



(3) 育儿支援

① 分娩后的支援

产后护理事业（住宿式·当天回家式·访问式）	对于产后不能充分得到家属育儿帮助的家庭，直至婴儿满4个月为止，提供对产后母子身心健康与育儿方面的支援。	儿童家庭中心 母子保健担当室	TEL : 047-366-7489
分娩后的援助	针对有不满4个月的新生儿的家庭，进行会员登记（收费）后，可以接受派遣的更换尿布或做简单饮食的援助服务。	松户家庭援助中心	TEL : 047-330-2941

② 子どもが通う施設

公立保育所・民間保育園・小規模保育事業・認定こども園	保護者の就労などの理由で、家庭で保育のできない保護者に代わって就学前のお子様を保育する施設です。	保育課	TEL : 047-366-7351
私立幼稚園	主に3歳から小学校就学前のお子さんが通う教育施設です。 入園手続きや、入園料・利用料などについては各幼稚園にお問合せください。 施設等利用給付認定（幼児教育無償化）手続きなど、制度に関することについては幼児教育課までお問合せください。	幼児教育課	TEL : 047-701-5126

③ 子育てサポート

一時預かり	一時預かりには一時利用と定期利用があります。詳しくはお問合せください。	保育課	TEL : 047-366-7351
ファミリー・サポート・センター	生後4か月から小学校6年生までのお子様がいらっしゃるご家庭は、会員として登録（有料）することで、派遣された提供会員から、保育や送迎などの支援を受けることができます。	まつどファミリー・サポート・センター	TEL : 047-330-2941
こどもショートステイ	保護者が疾病・出産などにより、家庭での育児が困難なときに、満1歳以上の子どもを一時的に預けることができます。	こども家庭センター	TEL : 047-366-3941
放課後 KIDS ルーム	図書室などの学校施設を活用して、小学生が放課後等に学習や体験活動ができる場所です。		
放課後児童クラブ	保護者が仕事などの理由で昼間家庭にいない小学生を放課後等にお預かりします。		
おやこ DE 広場 / 子育て支援センター	市内20か所のおやこ DE 広場と、8か所の子育て支援センターでは、親子で遊ぶ、仲間作り、育児相談などもできます。	子育て支援課	TEL : 047-366-7347
ほっとる一む等の一時預かり	通院や買い物に行く場合のような「ちょっとだけ子どもを預けたい」時に、4時間まで子どもを預けることができます。		
病児・病後児保育	病気の時や病気回復時のため、保育園に行けない子や家庭保育が困難な子を預けることができます。		

④ 子育て・家庭相談

相談内容	相談先	TEL
母子の健康・栄養・歯科保健や育児	中央保健福祉センター	047-366-7489
	小金保健福祉センター	047-346-5601
	常盤平保健福祉センター	047-384-1333
子どもの心身の発達	こども発達センター	047-383-8111



② 面向儿童的设施

公立保育所·民间保育园·小规模保育事业·认定儿童园	对家长因工作等原因而不能在家庭中照顾的小孩，实施就学前保育的设施。	保育科	TEL：047-366-7351
私立幼儿园	主要为面向3岁到上学校前的儿童的教育设施。有关入园手续，入园费用及保育费，请直接向各幼儿园咨询。设施等利用给付认定（幼儿教育的无偿化）事宜，请向幼儿教育科咨询。	幼儿教育科	TEL：047-701-5126

③ 育儿援助

临时保育	临时保育分偶尔利用和定期利用两种。详细请咨询。	保育科	TEL：047-366-7351
家庭援助中心	对于有出生后4个月至小学6年級的儿童的家庭，进行会员登记（收费）后，可享受派遣的家务，保育，接送等援助。	松户家庭援助中心	TEL：047-330-2941
儿童短期托看	家长生病·分娩等而不能在家庭中照顾小孩时，可以暂时保育满1岁以上的儿童的制度。	儿童家庭中心	TEL：047-366-3941
课后儿童之家	小学生在放学后，利用图书室等学校设施，学习功课及体验各项活动的场所。	育儿支援科	TEL：047-366-7347
课后儿童俱乐部	负责照看放学后因家长工作而家里无人照管的小学生。		
亲子广场 / 育儿支援中心	市内共有20处亲子广场，8处育儿支援中心。父母和孩子可以在此游玩，结交友人，进行育儿咨询等活动。		
ほっとる一む等临时保育	去医院看病或购物时，短时间保育儿童的设施。最大可保育4小时。		
病儿·病后儿保育	保育因生病或病后恢复期而不能去保育园，以及在家庭中照顾有困难儿童的。		

④ 育儿·家庭咨询

咨询内容	受理窗口	电话
母子的健康·营养·牙科保健和育儿	中央保健福利中心	047-366-7489
	小金保健福利中心	047-346-5601
	常盘平保健福利中心	047-384-1333
儿童的身心发达	儿童发达中心	047-383-8111

